

# 民間工事の元請企業に関する企業情報の提供

---

## 【民間工事を受注する元請企業に係る情報の提供について】

- 消費者目線では、業者の選定はほぼブラックボックス。発注に精通していない発注者は、企業評価の情報を十分に持っていない。
- 公共工事と民間工事で求められる情報の質が同様であれば、公共工事の企業評価制度を民間でも活用できるようにすれば良い。民間において評価されるべき情報が違うのであれば、別の枠組みを検討すべき。
- 評価された企業が受注できる制度にすべき。
- 民間発注でも、例えばPFI事業の要件では経審を取っていることが多くの場合求められる。継続的な工事や、期間を要する工事については、業者の信用力を確認する目的で経審の要件が入っていることが多いのではないか。
- 発注にあたっては、類似の工事实績等も事業者選定における重要な判断要素。

## 【企業情報の公開について】

- 許可の申請や更新等で求められる情報をより消費者に分かりやすい形で提供するなど、情報加工の技術が大切。工事経歴書は大企業だと膨大な量にあり、一般の消費者にとっては分かりにくい。インターネットを活用して、分かりやすく示す工夫が必要。
- 民間の発注者が建設企業をチェックする際には、過去の事故や施工ミス、指名停止の有無等のネガチェックが求められるのではないか。

## 民間工事の元請企業に関する情報の提供(基本的な方向性)

- 民間工事の発注者は建設企業の情報を十分に持たないケースも多く、情報の非対称性が存在。
- 建設業界が、透明性が高く、消費者や国民から信頼される業界であるためには、民間工事の発注者が適切な施工能力を有する企業を選定できるよう、建設企業の情報開示を進め、高い能力を持った企業が受注を確保できるという好循環を創り上げていくことが望ましい。
- しかしながら、民間発注者には多様な主体が存在することから、まずはそれぞれの発注者が建設企業に関するどのような情報を必要としているのかについて、実態を把握することが必要。
- その上で、例えば以下のような取組について、段階的に進めていく方向で検討してはどうか。
  - ・ 現在、許可申請時等に提出する書類（工事経歴書、財務諸表等）については、許可行政庁の窓口で閲覧することができるが、許可の電子申請化と併せて、これらの書類をインターネット上で公開し、広く閲覧できるようにしていくことを検討。  
※申請書類の閲覧の電子化を行うにあたっては、行政の公表する情報の精度にも十分な配慮が必要。提出書類に関する事後チェック体制の強化や、虚偽申請が発覚した際の処分の厳格化等についても併せて検討を行う。
  - ・ 許可申請時の提出書類以外の企業情報についても、各企業のホームページ等において積極的に情報開示を促す仕組みについて検討。
  - ・ さらに、将来的には、民間工事を受注する建設企業に対する評価の仕組みを構築することについて検討。  
※その際、民間工事の発注者が当該評価制度を活用する方策、あるいは民間工事を受注する建設企業が当該制度による評価を積極的に受けるための方策についてもあわせて検討。

行政による公開（制度）

【建設業法 第13条（提出書類の閲覧）】

国土交通省大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、次に掲げる書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならない。

（提出書類の具体的内容）

- ・許可申請書
- ・工事経歴書
- ・工事施工金額
- ・使用人数
- ・その他貸借対照表等の財務諸表 等

（閲覧制度の趣旨）

○ 提出書類を公衆の閲覧に供することによって、建設工事の注文者、下請人等に、当該建設企業の施工能力、施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設企業の選定の利便等に供しようとするものであり、建設業者に関する情報を持たないことによって、建設企業の選定を誤る一般公衆等が少なくないと考えられるので、これらの人びとによって、この閲覧制度が広く利用されることが、もっとも望まれるところである。

○ たとえば、特殊な工事を注文しようとする者は、これにより、建設起用の工事実績、経営状態、経営基盤等がその発注する工事に十分耐え得るかどうかを判断する資料とすることができるものと考えられる。

※ 地方整備局では、平均して1日に約20～50件超の閲覧者が訪れる。実際には、建設企業、信用調査会社等による閲覧が多く、まれに戸建て住宅の建設を予定している個人等も本制度を利用している。財務諸表や工事経歴書が閲覧されるケースが多い。

企業による公開（任意）

- ・企業のHPやパンフレット上で、従業員数や経営理念、沿革、CSR活動等、各種企業情報を公開している場合がある。
- ・主な工事実績についてもHPに掲載している場合がある。
- ・大規模工事等の場合は、ニュースリリースをする場合もある。
- ・有価証券報告書提出会社である場合は、売上高の内訳として、主な工事実績を記載していることがある。

許可申請の電子化の推進と併せて、これらの提出書類についてもインターネット上で公開していくことが考えられないか。

各企業のホームページ等において積極的に情報開示を促す仕組みを考えられないか。

- 現行は、許可情報（企業情報検索）、経審情報（CIICのHP）、処分情報（ネガティブ情報検索）と、3つの情報は別窓での検索となっており、検索窓ページのリンクはつながっているものの、建設業者のこれらの情報を一元的に確認することはできない。

## 【許可情報（企業情報検索）】

検索

業者概要		営業所	
許可番号	国土交通大臣許可 業002100号	経営事項審査結果	
商号又は名称	カシマケンゼツ 鹿島建設(株)	建設業法に基づく監督処分等情報	
代表者の氏名	アノヒ ヨシカズ 押味 至一	国土交通省発注工事における指名停止処分情報	
主たる営業所の所在地	〒107-8388 東京都港区元赤坂1-3-1	法人・個人区分	法人
電話番号	03-5544-1111	資本金額	81,447,203円
		建設業以外の兼業の有無	あり
許可を受けた建設業の種類			
許可業種			
No.	許可年月	許可の有効期間	H28年02月09日からH33年02月08日まで
1	H28/02/09	許可条件	
2	H24/11/10		
許可を受けた建設業の種類			

## 【経審情報（CIICのHP）】

CIICのHPへジャンプ。  
 （再度条件を入力して検索する必要）

## 【処分情報（ネガティブ情報検索）】

建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム

検索対象の選択

-検索対象をいずれか選択してください-

許可行政庁による監督処分

公正取引委員会による措置等

選択

ネガティブ情報検索へジャンプ。  
 （再度条件を入力して検索する必要）

- 経営事項審査では、経営規模、経営状況、技術力の他に、労働福祉の状況、法令遵守の状況、建設機械の保有状況等を社会性等の評価項目において評価している。
- 他方、企業の「社会性等」を示す情報は、経審の評価項目以外にも幅広く存在する。民間工事における情報提供制度を検討する際には、発注者がどのような情報を必要とするかを踏まえて、検討する必要がある。

## (企業に関する様々な情報の例)

- ・これまでに受注した主な工事の実績(建築物等)
- ・瑕疵保証等のアフターサービス
- ・過去の不適切な施工等の情報
- ・災害対応実績
- ・CSR活動
- ・コーポレートガバナンス
- ・労働・雇用関連法規の遵守状況
- ・若年層の雇用状況
- ・下請代金の支払い状況

等